



平成21年 4月30日

各 位

会社名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 亘 信二
(コード番号 9044 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 堀川博史
(TEL. 06 - 6644 - 7124)

定款の一部変更について(お知らせ)

当社は、本日開催された当社取締役会において、本年6月26日開催予定の当社定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券を発行する旨の当社定款の定めは廃止されたものとみなされ、当社株式は、株式等振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。これに対応するため、株券の存在を前提とした規定を削除するなど、所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第7条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第7条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 本会社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u>	(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>本会社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社では取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の手続き並びに手数料は、法令又は定款の外、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条 } (省 略) 第36条 }</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (2) } (現行どおり) (3) } (4) }</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社では取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに株主の権利行使の手続きは、法令又は定款の外、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 } (現行どおり) 第35条 }</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社では取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以上